

古河二高 不祥事根絶のための校内ルール

1 生徒の個別指導等に関すること

- ・できる限り複数人で対応する。また、教室の入り口の扉を開けておくなど、密室状態をつくらない。指導上、やむを得ない場合は、学年主任（不在の場合は管理職）へ事前に対象生徒・場所・時間等を連絡し、事後に結果を報告する。なお、各教科の準備室には生徒を入室させない。
- ・体罰はもとより、セクハラ、パワハラ等につながるものがないよう、言動にも注意する。
- ・電話、メール、SNS 等による、生徒及び保護者との私的なやりとりはしない。

2 個人情報の取扱い等に関すること

- ・個人情報を含むものは原則持ち出しをしない。やむを得ず持ち出しが可能な個人情報を持ち出すときは管理職に了解を得ることとし、情報資産持出記録台帳に記載するとともに適切に取り扱う。
- ・複数人にメールを送る場合には、BCC を使って行う。また、誤送信を防ぐために、送信前にメールアドレス、添付ファイルを必ず複数名で確認する。

3 交通に関すること

- ・緊急の救急業務を除き、生徒を自家用車へ同乗させない。
- ・飲酒する場合は自動車を使用せず、翌日の行動に応じて量を調整する。また自動車を使用している人には飲酒を勧めない。
- ・交通法規を遵守し、交通事故を起こさない、また遭わないように気をつける。もし、事故を起こしてしまった場合は冷静に判断し、適切な処置をとること。また、誠意ある対応をとるように心がけ、その後、速やかに管理職に報告する。

4 校内の環境整備に関すること

- ・日頃から校内の物品を整理整頓して不要なものは置かない。また、なるべく死角を作らないようにするとともに、管理職が定期的に構内を巡回・確認する。
- ・破損した箇所はすぐに修繕を行う等、校内の環境整備に努める。
- ・日々の清掃時以外にも教室等の安全点検を定期的に行う。

5 校内外の相談・連絡体制に関すること

- ・生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・校外の相談窓口（茨城県 HP「青少年と保護者のための相談窓口一覧」）を案内する。
- ・生徒が安全・安心な生活が送れるように、警察や地域の機関等と連携を図る。

6 生徒・教職員の防犯意識の向上に関すること

- ・「生命（いのち）の安全教育」を推進し、生徒が自分の身を守る力を身に付ける事ができるよう、様々な機会を捉えて防犯教育（加害者・被害者・傍観者にならないための教育と普及）を実施する。
- ・教職員に対し、「One IBARAKI」等を活用した研修を定期的実施する。

- ・教職員は、年に1回以上「不祥事防止のためのチェックリスト」を利用した自己点検を行う。

7 定期的な検証・改善について

- ・当該ルールの内容については校内の状況に鑑みて検証することとし、必要があれば改善していくものとする。